

令和6年度

第1回通常総会議事録

と き 令和6年7月29日（月）午後2時

ところ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 3階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

出席者数

会員 58人（代理及び書面のみ出席者を含む。）

事務局 28人

付 議 事 項

〔 報 告 事 項 〕

報告第1号 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について

報告第2号 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について

報告第3号 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について

報告第4号 大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について

報告第5号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第6号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について

報告第7号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について

報告第8号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第9号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第10号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第11号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第12号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第13号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について

報告第14号 令和6年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第1号）の理事長による専決処分について

報告第15号 令和5年度の各特別会計における継続費の精算状況について

〔 認 定 事 項 〕

- 認定第1号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 認定第2号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計決算の認定について
- 認定第3号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
- 業務勘定
 - 診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
 - 抗体検査等費用に関する支払勘定
 - 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 認定第4号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
- 業務勘定
 - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
 - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 認定第5号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 認定第6号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
- 業務勘定
 - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
 - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 認定第7号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
- 業務勘定
 - 介護給付費等支払勘定
 - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 認定第8号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について
- 業務勘定
 - 障害介護給付費等支払勘定
 - 障害児給付費等支払勘定
- 認定第9号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

議 事 内 容

開会時刻 午後2時

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から令和6年度第1回通常総会を開会いたします。

なお、本会の広報誌に掲載するため、写真を撮影させていただきますので、ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会にあたり理事長からごあいさつ申し上げます。

理事長

令和6年度第1回通常総会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、非常にお暑い中ではございますが、会員の皆様には、何かとご多用のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今般、厚生労働省の有識者懇談会は、被用者保険や厚生年金について、企業の規模によって加入が制限される要件を撤廃するよう求める提言をまとめました。さらに、個人事業所で被用者保険が適用されていない業種を解消することも求めております。これまでの被用者保険の適用拡大により、国保の被保険者数が減少している中、さらにその動きが加速すると、国保の運営にも多大な影響を及ぼすことから、動向をしっかりと注視していく必要があるものと考えております。

また、本会を取り巻く情勢ですが、3月28日に令和6年度税制改正関連法が可決・成立し、連合会が行う事業のうち、審査支払業務などの一定の要件に該当するものは、収益事業から除外されることとなりました。

これまでは収益事業であって、剰余が生じれば課税の対象となっていたことから、システム更改などを行うための積立金の上限額が決まっておりましたが、今後は積立計画に基づいて積み立てていくということになります。詳細につきましては、厚生労働省から今後示される予定となっております。国保中央会等と連携しながら適切に対応してまいりたいと考えます。

一方、医療DXの推進に向けた対応として、クラウドへの移行や支払基金との受付領域の共同利用を目的とした国保総合システムの更改が令和6年1月に完了しております。今後、さらに令和10年度を目指してシステムのモダン化を図り、ランニングコストの削減に努めてまいり所存でございます。この開発費や運用費に当たっては、保険者に追加的な負担が生じないように、国保中央会の臨時総会で国庫補助要求の決議がなされております。国の責任において必要な財政措置を講じるよう、強く要望してまいり所存でございます。

本日は、報告事項のほか、認定事項として令和5年度の事業報告及び各種会計決算認定等の案件を皆様にお諮りさせていただきますので、最後まで、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、通常総会の開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。それでは、議事に入ります前に本日の出席会員数のご報告をいたします。会員総数 58 名中、現在の出席会員は代理出席、書面出席を含め 58 名の出席をいただいておりますことをご報告いたします。

また、介護保険事業に係る議決権は 43、障害者総合支援事業に係る議決権は 43、後期高齢者医療関係業務に係る議決権は 43 となっております。いずれも定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

次に、本通常総会の議長を選任でございますが、慣例により事務局の方から指名させていただきますようお願いいたします。

(「異議なし」の声)

事務局

ありがとうございます。ただ今、異議なしとのお声をいただきましたので、河南町長に議長をお願い申しあげたいと存じます。

それでは町長には議長席へお移りいただき、議事進行をお願い申し上げます。

議長

ただ今、議長にご指名をいただきました。

会員の皆様方のご協力によりまして、本日の議事が円滑に進行いたしますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案審議に入ります。

報告事項の報告第 1 号から第 15 号までの 15 案件について、一括して事務局に報告を求めます。

事務局

よろしくお願いいたします。恐れ入ります、着座にて失礼いたします。資料はお手元の総会議案書になります。表紙をおめくりいただき、目次をお願いいたします。

報告事項 15 案件のうち、報告第 1 号から報告第 13 号までにつきましては、令和 6 年 3 月 11 日から令和 6 年 3 月 19 日に開催いたしました書面開催の理事会にて専決処分とさせていただきます。報告するものでございます。

また、報告第 14 号につきましては、事案の緊急性を鑑み、令和 6 年 4 月 23 日に理事長の専決処分とさせていただきます。報告するもので、報告第 15 号につきましては、令和 5 年度の各特別会計における継続費の精算状況を報告するものでございます。

1 ページをお願いします。報告第 1 号「大阪府国保連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について」、財政調整基金積立資産は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても、運営の健全化を図ることができるよう設置している積立金で、手数料の 10%を上限としています。

毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うため、8 億 1,623 万 6,000 円の処分を行ったもので、各会計の処分類は、1 から 5 の記載のとおりでございます。

3 ページをお願いします。報告第 2 号「大阪府国保連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について」、減価償却引当資産は、必要な固定資産の取得等に係る費用に充てるため設置している積立金で、減価償却相当額を上限として積み立てています。令和 5 年度における固定資産の取得等に係る費用に充てるため、2 億 9,951 万 4,000 円の処分を行ったもので、各会計の処分類は、1 から 4 の記載のとおりでございます。

5 ページをお願いします。報告第 3 号「大阪府国保連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について」、電算処理システム導入作業経費積立資産は、システム更改に伴う導入作業にかかる経費に充てるため設置している積立金で、更改の際に要した導入作業経費相当額を上限として積み立てています。令和 5 年度におけるシステム導入経費に充てるため、1 億 2,299 万 5,000 円の処分を行ったもので、各会計の処分類は、1 から 3 の記載のとおりでございます。

7 ページをお願いします。報告第 4 号「大阪府国保連合会 I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について」、I C T 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産は、I C T や A I を活用したコンピューターチェックの導入等による審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取組に充てるため設置している積立金で、手数料の 30%を上限としています。毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うため、18 億 9,735 万 5,000 円の処分を行ったもので、各会計の処分類は、1 から 5 の記載のとおりでございます。

9 ページをお願いします。次の報告第 5 号から報告第 11 号までは、令和 5 年度の補正予算に係る案件となります。補正理由のみの説明とさせていただきますが、歳入歳出予算の補正にかかる款項の区分、区分ごとの金額、事項別明細については、案件ごとに後続のページに記載しております。報告第 5 号「令和 5 年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第 1 号）の理事会における専決処分について」は、各種経費を縮減したことによる財源 259 万 2,000 円をもとに、退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

15 ページをお願いします。報告第 6 号「令和 5 年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第 2 号）の理事会における専決処分について」は、各種経費を縮減したことによる財源 661 万 9,000 円をもとに、退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

21 ページをお願いします。報告第 7 号「令和 5 年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務 特別会計（業務勘定）補正予算（第 2 号）の理事会における専決処分について」

は、歳入歳出、それぞれ1億9,804万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を52億9,121万4,000円としたもので、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源1億9,804万9,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

29 ページをお願いします。報告第8号「令和5年度大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、プログラム開発料を縮減したことによる財源777万2,000円をもとに、認められている範囲において、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

35 ページをお願いします。報告第9号「令和5年度大阪府国保連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ1,004万9,000円を増額し、歳入歳出予算総額を52億6,598万2,000円としたもので、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源1,004万9,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

43 ページをお願いします。報告第10号「令和5年度大阪府国保連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ540万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額を7億919万7,000円としたもので、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源540万6,000円をもとに、認められている範囲において、財政調整基金積立資産、減価償却引当資産、ICT等を活用した審査支払等の高度化・効率化積立資産を積み立てる補正及び退職給付引当資産を積み立てるため退職金特別会計へ繰り出す補正を行ったものでございます。

51 ページをお願いします。報告第11号「令和5年度大阪府国保連合会退職金特別会計補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ2,091万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を3億7,751万6,000円としたもので、各会計からの繰入金等による財源2,091万2,000円をもとに、認められている範囲において、退職給付引当資産を積み立てる補正を行ったものでございます。

59 ページをお願いします。次の報告第12号から報告第14号までは、令和6年度の補正予算に係る案件となります。引き続き、補正理由のみの説明とさせていただきます。

報告第12号「令和6年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事会における専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ900万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を63億4,186万6,000円としたもので、令和5年度末まで実施する新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種に係る費用の請求支払事務を令和6年4月10日提出分まで実施するための補正を行ったものでございます。

67 ページをお願いします。報告第 13 号「令和 6 年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第 1 号）の理事会における専決処分について」は、報告第 12 号と同様、新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種に係る費用の請求支払事務の実施期間の延長に伴う補正を行ったものでございます。

75 ページをお願いします。報告第 14 号「令和 6 年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第 1 号）の理事長による専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ 341 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 12 億 1,708 万 3,000 円としたもので、大阪府が実施する「介護職員処遇改善支援事業」及び「福祉・介護職員処遇改善支援事業」に係る補助金の金額算出等の業務について、大阪府からの依頼に基づき実施することとしたため補正を行ったものでございます。

83 ページをお願いします。報告第 15 号「令和 5 年度の各特別会計における継続費の精算状況について」は、次期国保総合システムの導入事業及び令和 5 年度における事務代行システム更改に伴う導入事業が終了したことに伴い、本会財務規則第 10 条第 3 項の規定により、令和 5 年度の各特別会計における「継続費」の精算状況を報告するものでございます。

84 ページをお願いします。次期国保総合システムの導入事業に係る継続費精算報告書になります。上段が国保、下段が後期の会計になります。上段の診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）においては、歳出合計の令和 5 年度継続費予算は 5 億 861 万 5,204 円、支出済額は 4 億 3,652 万 8,893 円となり、不用額の 7,208 万 6,311 円が令和 5 年度の精算額となります。下段の後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）においては、歳出合計の令和 5 年度継続費予算は 3 億 3,972 万 9,074 円、支出済額は 2 億 8,208 万 1,685 円となり、不用額の 5,764 万 7,389 円が令和 5 年度の精算額となります。

85 ページをお願いします。事務代行システム更改に伴う導入事業に係る継続費精算報告書になります。こちらは、後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）のみとなります。歳出合計の令和 5 年度継続費予算は 2 億 7,815 万円、支出済額は 1 億 3,764 万 2,230 円となり、不用額の 1 億 4,050 万 7,770 円が令和 5 年度の精算額となります。

報告事項については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から報告がございましたが、本 15 案件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、報告事項については以上とさせていただきます。

次に、認定事項の認定第 1 号から第 9 号までの 9 案件について、事務局に提案理由の説明を求めます。

事務局

よろしく申し上げます。私からは、「令和 5 年度事業報告」についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

引き続き総会議案書の、87 ページをお願いします。認定事項1「令和5年度大阪府国保連合会事業報告について」認定を求めるものでございます。

88 ページをお願いします。本会におきましては、令和5年度の事業運営にあたり、令和4年度から6年度を対象とした3か年計画であります第4期中期経営計画に基づき、保険者ニーズを踏まえた運営に努めてまいりました。

その柱となるのが、記載しております「保険者等への事業運営の支援」「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」「情勢の変化への的確な対応」の3点の基本方針となります。この基本方針に基づき、令和5年度の事業計画を作成し、事業を実施して参りました。具体的施策ごとに報告させていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」です。

(1) 審査支払業務の充実強化におきましては、ICTの活用等により従来から進めております傾向審査を継続するとともに、査定以外の手法として画一的診療が見受けられる医療機関へ注意喚起通知の発出や、DPC包括請求において、傷病名、コーディングデータのチェックをかけて返戻による請求内容の照会を行い、医療機関に適正な請求を求めてまいりました。支払業務においては、処理の効率化を図るため、処理マニュアルの見直し、業務処理研修を適宜行い職員のスキル向上を図りました。療養費の審査につきましても、施術所に対し留意事項の基準の見直しや面接確認委員会を開催し、適正化に努めました。障害者総合支援事業ですが、地域生活支援事業支払等システムの普及のため、市町村向けに説明会を開催しました。また実態に見合った審査支払が実施できるよう個別に対応を行うなど支援を充実しました。

89 ページをお願いします。(2) 保健事業支援の充実強化については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援として、後期高齢者医療広域連合と連携し、「高齢者の保健事業セミナー」を開催し、後期高齢者医療広域連合及び30市町村に対し保健事業支援・評価委員会、検討会を開催し一体的実施に係る助言等の支援を行いました。またKDBシステムを利活用できるよう研修会の実施、保険者への個別訪問も行ったところです。

(3) 医療費・介護給付費等適正化の推進では、介護給付適正化に関する保険者支援システムについて、広く保険者に活用していただくため利用状況等のアンケート調査を行いマニュアルの作成に着手しました。第三者行為求償事務については、継続して被保険者や損保会社に対して「傷病届」の提出勧奨に努めました。また保険者訪問を行い求償事務の理解促進、情報共有に努めました。

(4) 保険者事務共同電算処理等事業については、保険者要望へ対応するため、4案件について国保事業推進委員会へ諮り、今年度にシステム改修を行うことのできることを得ました。また、レセプト等点検業務におきましては、内容等について医療機関に電話照会を行ったり、再審査申出項目の分析や点検システムへの項目の追加など、有用な点検の実施を行いました。

90 ページをお願いします。2「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」です。主に、安定財源の確保と組織を持続させるための人材育成に取り組みました。

(2) 安定財源の確保としましては、組織運営を行う上で、安定財源の確保を行うことが重要とし、国保の被保険者の減少に伴う負担金の減収額及び運営、保健事業の経費の検証を行いました。今後のシステム更改等に伴う経費の精査を行い、経費全般の縮減に努めたことにより、現行手数料単価を改定することなく積立金を積み立てることができました。

(3) 人材育成の推進では、職員の意欲向上と専門性を重視した育成を主眼に置き、職員の行動変容につなげるためのビジネスマインド研修の実施、審査支払改革、医療費適正化等の諸情勢に関する研修会を定期的実施し職員の知識向上に努めました。

3 情勢の変化への的確な対応です。

「審査支払機能に関する改革工程表」や「データヘルス改革に関する工程表」など厚労省、国保中央会から発信される情報を収集、連携し、最新の情報の入手に努めました。デジタル改革への対応として、後期高齢者医療広域電算処理システム以外の各システムについては、クラウド化による更改を完了しました。

次のページ、91 ページ、第1「組織運営等に関すること」から114 ページ、第4「障害者総合支援事業に関すること」まで、具体的な事業の実施状況について、それぞれ記載をさせていただきます。

また、お手元に別途ご用意をしております、資料1「令和5年度事業報告の概要」の中で、具体的な事業実施状況を要約しまして、審査支払状況などの件数や金額の前年度比を記載しておりますので、あわせてご参考としてご覧いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

事務局

よろしく願いいたします。私からは各種会計の決算状況についてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが着座にて失礼いたします。

認定事項の認定第2号から9号につきましては、議案書の117ページ以降となりますが、多ページにわたりますことから、抜粋して別途資料を作成しております。お手元の「資料2 令和5年度 決算状況等及び主な増減理由等」をご覧くださいませでしょうか。

表紙をおめくりいただきまして、1ページと2ページをお願いいたします。一般会計の歳入と歳出でございます。各表の左から3列目、太枠で囲っております収入済額及び支出済額の部分が決算額になります。歳入の収入済額の合計は10億8,461万6,264円で、歳出の支出済額の合計は9億9,009万8,505円です。

歳入における決算状況の主な内容としまして、第1款「負担金」については、被用者保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少のほか、KDBシステムランニング経費の増額を勘案して計上しました予算額とほぼ同額の収入済額となりました。また、第5款第1項「繰入金」は各会計業務勘定から、会務に係る運用経費やシステム更改費等の共通経費の支出に充てるために繰入れましたが、出退勤情報管理システムの更改や財務会計システムのインボイス制度対応に係る費用を縮減できたことにより、予算額対比で減となりました。

歳出についても、各種システムの更改費用を縮減できたことなどに伴って、第2款「総務費」や第3款「事業費」の支出済額が予算額対比で減となりました。

2ページ右下隅の表をご覧ください。歳入と歳出の差引残額は9,451万7,759円で、翌年度へ繰越すものでございます。

次に3ページ、4ページをお開きください。国保の診療報酬審査支払特別会計の業務勘定でございます。この会計は各種業務に係る手数料、補助金、繰入金等を収入し、運営経費等を支出する会計です。収入済額の合計は60億7,344万39円で、支出済額の合計は、50億2,654万6,678円です。

歳入における決算状況の主な内容としまして、第1款第1項「審査支払手数料」は、想定以上に被保険者数が減少したため、予算額対比で減となり、第1款第2項「共同処理手数料」についても被保険者数の減少のほか、医療費通知書作成業務等の取扱件数や、求償事務における損害賠償金が想定よりも少なかったことにより、予算額対比で減となっています。

歳出においても、第1款の第1項「審査支払管理費」及び第2項「共同処理事業費」とともに取扱件数の減によるパンチ料の減に加え、次期国保総合システムや国保情報集約システムの更改に係る費用等が縮減できたこと等により、予算額対比で減となりました。

4ページ右下の表にあります「歳入歳出差引残額」10億4,689万3,361円は、翌年度へ繰越すものでございます。

5ページをお開きください。最上部の黒枠で囲んでいる部分をご覧ください。支払勘定についてのご説明となっております。「各特別会計の支払勘定については、保険医療機関等へ支払う通り抜け会計であり、年度途中の不足とならないよう月額予想額×13か月の予算計上としておりますので、年間での決算状況は概ね予算より減となります。」以降のページに出てまいります各支払勘定についても、すべて同様となっております。

5ページの診療報酬支払勘定については、国保診療報酬及び出産育児一時金等を支払う通り抜け会計となっております。収入済額の合計は、6,631億4,786万7,018円、支出済額の合計は、6,630億8,760万9,395円です。被保険者数の減少や出生率の低下により、取扱件数は減少しており、歳入の第1款「国民健康保険診療報酬等受入金」は昨年度との決算対比で2.28%の減となっています。歳入歳出差引残額6,025万7,623円は翌年度へ繰越すものでございます。

6ページをお願いします。国保分に係る公費負担医療の支払勘定でございます。収入済額の合計は、293億3,280万95円、支出済額の合計は、293億3,240万1,159円です。歳入の第1款「公費負担医療受入金」は、新型コロナウイルスの影響を勘案し、増を見込んで予算計上していましたが、取扱件数が想定を下回りました。歳入歳出差引残額39万8,936円は翌年度へ繰越すものでございます。

7ページをお開きください。抗体検査等費用に関する支払勘定でございます。収入済額の合計は、8億904万6,379円で、支出済額の合計は、8億904万4,300円です。歳入の第1款「抗体検査等費用受入金」は、新型コロナウイルスワクチン接種及び風しん抗体検査等とともに取扱件数が伸びず、昨年度との決算対比でマイナス76.14%と、大きな減となりました。

8 ページをお願いします。国民健康保険診療報酬支払資金の貸付金勘定です。保険者から診療報酬の支払資金不足のため借入申込があった場合に、金融機関から借入れて、貸付を行う会計でございます。令和5年度の、借入・貸付はございませんでした。

9 ページ、10 ページをお開きください。後期高齢者関係業務の業務勘定でございます。収入済額の合計は、51 億 3,161 万 1,593 円で、支出済額の合計は、49 億 9,811 万 1,249 円です。歳入の第1 款「手数料」は被保険者数の増加に伴う取扱件数の増及び後期高齢者医療広域連合からの開発依頼分により、昨年度との決算対比で 6.84%の増となりました。歳出の第1 款第1 項「審査支払管理費」は、次期国保総合システムへの更改費用が縮減できたことにより、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額 1 億 3,350 万 344 円は翌年度へ繰越すものでございます。

11 ページをお開きください。後期高齢者医療診療報酬支払勘定は、前ページの業務勘定と同様に、被保険者数の増加に伴い取扱件数が伸びております。また、12 ページの後期分に係る公費負担医療の支払勘定については、国保の公費分と同様に、新型コロナウイルスの影響を勘案し、増を見込んで予算計上していましたが、取扱件数が想定を下回りました。

次に 13 ページをお開きください。第三者行為損害賠償求償事務の特別会計で、損害賠償金を損害保険会社等から受入れ、保険者へ支払う通り抜け会計でございます。収入済額の合計は、16 億 5,164 万 7,543 円で、支出済額の合計は、16 億 2,675 万 5,245 円です。交通事故の損害が総体的に縮小傾向にあり、事案ごとの取扱金額が低下しております。歳入歳出差引残額 2,489 万 2,298 円は翌年度へ繰越すものでございます。

15 ページ、16 ページをお開きください。特定健診・特定保健指導の業務勘定でございます。収入済額の合計は、2 億 6,794 万 1,361 円で、支出済額の合計は、2 億 3,948 万 5,725 円です。歳入の第1 款「手数料」は、昨年度との決算対比で 4.80%の増となりました。また、歳出の第1 款「総務費」は、インボイス制度への対応費用等が縮減できたこと等により、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額 2,845 万 5,636 円は翌年度へ繰越すものでございます。

17 ページをお開きください。特定健診の国保分及び保健指導に係る支払勘定でございます。収入済額の合計は、30 億 6,872 万 7,387 円で、支出済額の合計は、30 億 6,850 万 7,951 円です。国保の被保険者数の減により、歳入の第1 款「受入金」は昨年度との決算対比で 1.83%の減となりました。

18 ページをお願いします。後期高齢者健診の支払勘定でございます。収入済額の合計は、24 億 6,514 万 4,322 円で、支出済額の合計は、24 億 6,493 万 1,211 円です。国保とは逆に、被保険者数の増加により、歳入の第1 款「後期高齢者健診等費用受入金」は昨年度との決算対比で 10.61%の増となりました。

19 ページ、20 ページをお開きください。介護保険の業務勘定でございます。収入済額の合計は、41 億 7,789 万 7,764 円、支出済額の合計は、39 億 488 万 3,703 円です。歳入の第1 款第1 項「審査支払手数料」はサービス利用者数が伸びておりほぼ予算どおりの収入済額となっております。歳入歳出差引残額、2 億 7,301 万 4,061 円は翌年度へ繰越すものでござ

ございます。

21 ページ、22 ページをお開きください。21 ページの介護給付費等支払勘定、及び 22 ページの介護保険に係る公費負担医療等の支払勘定についても業務勘定と同様に、サービス利用者数の伸びに伴って取扱件数が増えております。

23 ページ、24 ページをお開きください。障害者総合支援の業務勘定でございます。

収入済額の合計は、6 億 8,464 万 9,482 円、支出済額の合計は、5 億 5,264 万 4,405 円です。歳入の第 1 款「給付費等審査支払手数料」は、サービス利用者数が想定以上に伸びたことにより、予算額対比で増となりました。また、第 4 款「繰入金」は、インボイス制度への対応が不要になったことにより、予算額対比で減となりました。歳入歳出差引残額 1 億 3,200 万 5,077 円は翌年度へ繰越すものでございます。

25 ページ、26 ページをお開きください。25 ページの障害介護給付費等支払勘定、及び 26 ページの障害児給付費等支払勘定についても、業務勘定と同様に、サービス利用者数の伸びに伴って取扱件数が増えております。

最後に 27 ページをお開きください。退職金特別会計でございます。収入済額及び支出済額とも合計、2 億 3,637 万 5,738 円となっています。歳入の第 2 款「繰入金」は、退職者数が想定を下回ったため、退職給付引当資産からの繰入金が減となりました。また、歳入の第 1 款「退職手当金」は、自己都合退職者 12 名に支給しております。

資料 2 についての説明は以上でございます。

次に恐れ入りますが、お手元の議案書、水色の冊子をご覧くださいませでしょうか。

こちらの 403 ページに会計別決算表、その後ろの 407 ページと 408 ページに財産目録を掲載しております。また、6 月 25 日に実施いただいた監事監査における監査報告書を 411 ページに、監査法人による監査報告書を 412 ページから掲載しております。

最後に、資料 3 としまして、令和 5 年度の財務諸表をお配りしております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長

事務局による提案理由の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、去る 6 月 25 日に行われました監査結果について、監事からご報告をいただきます。

監事代表

どうぞよろしくお願い申し上げます。

監査報告書。令和 5 年度一般会計、診療報酬審査支払特別会計、後期高齢者医療事業関係業務特別会計、第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計、介護保険事業関係業務特別会計、障害者総合支援法関係業務等特別会計、退職金特別会計決算等について、本日監査を実施した。

また、併せて E Y 新日本有限責任監査法人からの外部監査による監査報告書の提出も受けた。監査の結果、当該年度に係る歳入歳出決算書、証拠書類、財産目録については、すべ

て正しく表記されており、業務の執行についても適正であると認めた。

なお、今後とも、より一層の経営努力を行い、経費の削減に努めるとともに、各種システムの安定的運用を始め、業務執行に際して、適正かつ効率的な処理に努められたい。

令和6年6月25日、大阪府国民健康保険団体連合会 監事 藤井寺市長、監事 千早赤阪村長、監事 大阪府整容国民健康保険組合理事長、大阪府国民健康保険団体連合会 理事長 様

以上で、監査報告を終わります。ありがとうございました。

議 長

ありがとうございました。監事からの監査報告が終わりましたので、本9案件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等打ち切ります。

それでは、一括採決とさせていただきます。本9案件につきまして、原案のとおり認定することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしとのことですので、本9案件は原案のとおり認定といたします。

以上で、提出議題はすべて終了いたしました。これで議長の役割を終えさせていただきます。議事進行へのご協力、ありがとうございました。

事務局

議長、どうもありがとうございました。

会員の皆様におかれましては、長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本通常総会を閉会させていただきます。

閉会時刻 午後2時52分